



複数定員区における多数代表法の機械的効果

品田, 裕

(Citation)

神戸法學雑誌, 48(3):730-766

(Issue Date)

1998-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004899>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004899>



複数定員区における多数 代表法の機械的効果

品 田 裕

1 はじめに

単記非移譲式投票制 (SNTV) は、有権者が候補者の中から一名を選び投票し、候補者のうち得票数の多い順に複数の当選者を決め議席を配分するという方法である。この選挙制度は世界的にはめずらしいが、わが国では国政レベルでも地方レベルでも最もよく用いられて来た。衆議院総選挙で用いられてきた、いわゆる中選挙区制は比較的小さな定数の下で行われる SNTV であり、そこでは原則として定数 3 から 5 の選挙区が伝統的に使われてきた。この制度では政党を軸にした政策本位の選択がなされず、候補者個人を中心とした利益供与競争を主とする、金のかかる選挙戦がなされる傾向にあるとして、中選挙区制はここ数年の政治改革劇で最大のターゲットにされてきた。そして平成 8 年の第 41 回総選挙よりついに新しい選挙制度が導入された。

他方、地方における議会選挙で用いられる選挙制度は未だ変わることなく従前からの SNTV のままである。現時点では国政レベルと軌を一にした選挙制度改革が行われる気運はどこにもない。国会議員に比べ選挙区が小さく金もあまりかからず、議員の行使できる権力が小さいからであろうか。あるいは地方選挙では国政選挙に比べ、候補者個人の影響が政党などよりずっと大きく、それはそれでよいと認識されているからであろうか。いずれにせよ、現状では地方議会の選挙制度に関し誰も大きな困難や不満を訴えていない。しかし、このことは現在の地方選挙の制度に人々が何らかの積極的理念を見出していることを意味している訳ではない。それどころか現行制度の特徴がどの程度理解され

ているかすら疑問である。少なくとも研究の蓄積という点では、ほとんど皆無である。国政レベルの改革の際も中選挙区制の特質が十分に明らかにされていたとはいえないが、それでも重要な実証的研究が内外にあった。実際の制度改革の実現可能性は別としても、地方で採用されている選挙制度の影響について研究を進めておく必要がある⁽¹⁾。そこで本稿では、現在わが国の地方議会選挙で用いられている選挙制度の影響を明らかにすることを目標としたい。選挙制度の影響は直接間接多岐にわたるが、中でも政党間競争に対する影響にとりあえず焦点を絞って考察を進めていきたい。その結果、地方選挙で重要な役割を果たしている候補者個人に関する議論が欠落するが、他方、内外の選挙制度に関する先行研究の知見を引き継ぎ、既に行われた中選挙区制の分析とも比較が可能になるという利点があり、議論の出発点として政党間競争への影響を論じることが好ましいと考える。また都道府県レベルや市町村レベルでも都市部で政党化が進行定着していることからみても、地方選挙における選挙制度の政党間競争への影響をとりあげることに意義は見出しうるのである。

さてわが国の地方選挙の制度を考察するに際し、以下の二点に注目すべきである。一つは中選挙区制との異同である。地方議会の選挙で採用されているSNTVと中選挙区制の制度上の違いは、とりうる定数の幅にある。中選挙区制下ではほぼ三人区・四人区・五人区の三種類の定数しか用いられなかったが、地方選挙ではもっと幅が大きい。市町村議会選挙は全市町村一区で行われることが多いが、政令指定都市になる直前の大都市だと定数が50程度になることも

-
- (1) 一連の政治改革で政党本位の選挙を指向したのであれば、本来、地方選挙も同じ理念で行われるべきである。国政のみ政党本位で地方は別の理念で、というのでは国政レベルでも政党政治は真に定着しえまい。新政党の地方組織が一向に整備されない一因が地方における選挙制度改革の不備にあるというのは不合理ではない。確かに選挙にかかる費用などの現実的要請はいつでも改革の重要な契機ではあるが、制度の持つ意義を無視して、金のかかる場合にのみ、あるいは世論が注目する時だけ小手先の改革劇に奔走するというのでは消極的に過ぎる。

ある。例えば昭和46年の川崎市は定数が64人であったし、同じく昭和46年の福岡市や札幌市では定数が60であった。逆に小さい方だと都道府県議会選挙では定数が2という例も少なくない⁽²⁾。このような定数の差異はいかなる影響をもたらすのであろうか。中選挙区制の分析で得られた知見は異なる定数においても一般的に成り立つのだろうか。これが本稿で説明されなければならない主要な点である。これにより従来の国政レベルの分析では極めて限定された定数の範囲（三～五人区）でしか分析され得なかったSNTVの効果についてより広い定数の範囲で一般的に解明することができる。第二のポイントは議会選挙区が多層性に対する定数の影響である。どの自治体（政令指定都市にあっては区）も市町村議会と都道府県議会の両方について選挙を行い代表を送っている。選挙区としては一つの市区町村に二つの議会選挙区が重なって設定されていることになる。この二つの選挙区の定数は通常異なる。もし定数によって選挙制度の影響に差異があるなら、同じ地域から代表を選出するにしても異なる結果が生じる。つまり政党間の勢力関係が有権者レベルでは類似した分布だったとしても、二つの議会における議席配置は違ったものになりうる。国会とは違い議会の多数派が行政の首長職を獲得するわけではないが、選挙制度によって地方での政党政治に影響が出る可能性が高い。異なるレベルの選挙区には、それぞれに応じ機能が予定されているはずである。定数の違いによって各レベルでの政党間競争のあり方に影響が生じるのなら、その差異は予定されている機能の違いに適合的であろうか。実際に同一地域でも定数が異なることによって都道府県議会レベルと市議会レベルで何らかの違いが生じるかどうかは、興味深い問題である。さらに言えば、もしそのような異なる定数の影響が観察されるなら、それを前提として政治家や有権者が起こすであろう適応行動の結果から生じる中長期的な影響についても検討するという関心が生じるに違いない。但

(2) 定数が1という小選挙区も多いが、いわゆる小選挙区制とSNTVの異同については後で検討する。

し、本稿ではこのような関心を将来の課題として念頭におきつつ、まず SNTV の下での異なる定数による影響について基本的事実をおさえることを目的としたい。

以上のように本稿ではさまざまな定数の下で SNTV（単記非委譲式投票制度）が地方における政党間競争に与える直接的な影響を明らかにする。では、まず中選挙区制の先行研究から現時点で得られた知見をまとめることから始めたい。

二 先行研究と本稿の課題

一般的に選挙制度が政党制あるいは政党間競争に与える影響には、所与の投票結果を議席に配分する際に観察される機械的効果と、その機械的効果を前提として有権者や政治家が戦略的に行動することによって生じる心理的効果の二つがある。中選挙区制に関して後者の研究は少なく本稿でもまたこの問題を取上げない。これは別の機会を期したい。中選挙区制の機械的効果に関しては、既にある程度のことがかかっている。品田（1996）、Shinada（1995）によれば、定数をコントロールすると中選挙区制で採用されている SNTV（正確に言えば単記非移譲式投票制での投票結果に基づき多数順に議席を配分する方法）は、得票と議席の間の比例性の点から見て比例代表制（これも正確には比例代表制で用いられている議席配分の諸方法）に劣ることがない⁽³⁾。比例代表制にはさまざまな議席配分法があるが、個々のやり方は比例性についての異なる定義によってそれぞれ根拠付けられている。中選挙区制は確かに比例代表制の各方法が目指す各々の理想的比例状態からはやや劣るが、比例性に関する複数の定義が混在する中で平均的に見れば諸々の比例代表法と比較して遜色がない。ある比例性の定義に従えば、それを体現する方法にはかなわないが、必ずその「比例性」定義の下でより劣る他の比例代表法が存在する。つまり議席配分の方法

(3) Shinada (1995), p. 77-81, 品田 (1996) p. 674-696

としては、得票の多い順に単純に当選者を決めても、比例的な結果を制度的に保証するためのルールを準備しても、平均すれば比例性について大差はない。

より具体的には、比例代表法の中でもサンラゲ式やヘアー式よりもドント式により近い性質を中選挙区は示している。一般にサンラゲ式やヘアー式は少数政党により有利な制度として知られているのに対し、ドント式は比較的大政党に有利とされている。中選挙区制は両者の中間にあるのだが、よりドント式に近いのである。なぜ中選挙区制がドント式に近いかという点については Cox (1991) が理論的に考察している⁽⁴⁾。それによると複数の候補者を擁立するような大政党が得票に見合う議席を得るには立候補者数を適切に見積もり、かつ候補者間で票を均等に分割することが必要となる。同士討ちや一人勝ちによる票の無駄を避けるためである。この効率的な議席獲得戦略をすべての政党が実行できた場合、それはドント式の議席配分過程と同じになる。つまりドント式が制度的に保証していることを中選挙区制は政党と有権者が行わなければならない。不完全な情報しかない状況の中で政党の能力には限界がある上、当選が個人競争の結果決まるのだから、候補者とその支持者のレベルではこのような戦略的行動のために党内で協力するというインセンティブは働かない。したがって往々にして大政党は失敗をする。この失敗で有利になるのは、そのような戦略的困難を抱えない中小政党であることが多い。以上の点を考え合わせると大政党が適切な数の候補者擁立と票の均等配分に成功すると中選挙区制はドント式と同様の結果を示し、失敗するとサンラゲ式などの中小政党に有利な制度に近づくと考えられる。ただその程度を決めるのは、比例代表制の場合のように予め決められたルールではなく、不確実な状況下における大政党の戦術上の巧拙である。そのため各党の得票と議席の関係は不安定となり、比例代表制と比べ少ない票の変化で議席が政党間を移動することになる。

また中選挙区制において用いられる定数の幅は3から5と狭いが、それでも

(4) Cox (1991) p.119-124

比例性や得票変化に対する議席の脆弱性などに関し三人区と五人区とでは相当程度の差があることもわかっている⁽⁵⁾。その差は統計的に有意である。この点に関し、日本では三種類の異なる選挙制度を用いてきたようなものだとする見方も可能である。比例性に関しては上でみたように議席配分法の間でさしたる差が生じないのであれば、むしろ定数の違いがもたらす差の方がより重要とも考えられるのである。また四人区は中間的な位置にあるが、政党間の勢力関係によっては議会の構成に重要な結果をもたらす可能性がある。偶数定員では二大政治勢力が拮抗した場合に議会での多数派を決められない可能性がある。

以上のような中選挙区制分析の知見と比較することを前提とすると、本稿の課題はどのようなものになるかを次に検討したい。第一に用いる定数の幅が中選挙区制の場合より広い地方議会選挙においてもSNTVは比例代表制と同じようなパフォーマンスを示すことができるであろうか。そして再び比例代表制の議席配分諸法のまん中、ドント式寄りの定位置をキープできるであろうか。定数を大きくしていくと一議席あたりの当選に必要な票数が減る。その結果、複数議席の獲得を狙いうる政党の規模は小さくなるから、複数候補者を擁立することで戦術的困難に直面せざるをえない政党の数も増える。また大政党にとっても、ますます多くの候補者を擁立しなければならないから事態は一層複雑になる。したがって理想的比例状態を保証するためのドント式議席配分過程からSNTVの選挙結果はより離れていくことが予想される。ただ、ここで問題が生じる。中選挙区制のように比較的定数が小さい場合には戦術的困難に直面する政党は大政党に限られていた。例えば四人区では一議席あたりの当選に必要な得票を約15~20%とすると複数議席獲得を狙える政党は一つか二つである。事実、保守合同・社会党統一以後の総選挙で同一選挙区内に複数候補を擁立しえたのは、自民党と社会党にほぼ限られていた。この場合、大政党の不利は中小政党の有利と同じであり、ドント式から遠ざかることはサンラゲ式など

(5) Shinada (1995) p.78, 品田 (1996) p.674-696

に近づくことを意味した。しかし定数が大きくなれば多くの中小政党が同様の戦術的困難を体験することになる。つまり拙策で損をするのは必ずしも大政党ではなく、中小政党も有利でないとする SNTV がドント式とサンラゲ式などの中間に位置するかは予想できない。混乱が多く政党に及べば個々の選挙結果は不安定になるものの平均すればドント式に近づくかもしれない。中小政党の中には組織力のあることで知られている政党も含まれているが、国政選挙に比べ地方選挙は有権者の数も少ないので、それらの党が状況を比較的コントロールしやすいとなると大政党の不利が続くとする見方もできる。その場合、大政党の困難は依然大きく中小政党は相対的にやや有利のままであるかもしれない。何れにせよ本稿においては異なる定数の下での SNTV の比例性について比例代表制との比較を通して注目することにしたい。

二つめのポイントは、SNTV の下での定数の違いから生じる影響についてである。定数の違いの影響が極めて大きいことは、主に比例代表制の研究からであるが既に知られている。一般的に比例代表制においては、定数の増加と共に比例性は双曲線状に高まっていくので定数 2 から 20 辺りまでの変化は著しい。議席配分法としての SNTV の効果が比例代表制のそれと大差ないのであれば、わが国の地方選挙においても定数の違いの影響がやはり大きいものと考えられる。通常、都道府県議会レベルより市町村議会レベルの方が定数はずっと大きい。同じ有権者の選好分布の下でも定数が小さな都道府県議会の選挙区では大政党を主とする代表を選出し、他方市町村議会は多様な意見を反映することになる。そのこと自体興味深いのが、さらに心理的効果を考慮に入れば、二種類の選挙区定数の組み合わせが異なれば、元来有権者の選好分布が類似した自治体間でもその後の政党の伸長に差が生じる可能性も考えられる。例えば、二つのレベルとも比較的選挙区定数が小さい場合には、二つとも定数が大きい選挙区と比べ同じような社会経済的状況の下でも新興政党が議席を獲得維持していくことが難しいのではないかと予想することもできる。残念ながらこのような心理的間接的な影響については次稿以後の課題であるが、とりあえず本稿では、広い範囲で定数が変化する場合のその影響について見ておくことにした

い。

先行研究の中には選挙制度の分類や形式面の考察といった理論的な蓄積もある。長い間、選挙制度の分類はいわゆる小選挙区制を主とする多数代表制と比例代表制の二項対立として捉えられてきたが、SNTVはその狭間で準比例代表制とされることが多かった⁽⁶⁾。「準」というのは、国単位でみた場合に日本の選挙結果が比例性の点で他の比例代表制諸国に準ずるからという意味であるが、SNTVのパフォーマンスが優れないのは、比較的小さな定数のせいであって、定数をコントロールすれば比例代表制と遜色がないのは既に見た通りである。すると「準」という接頭辞は不適切といえるが、SNTVと比例代表制を同じとみるにしては、両者の間に決定的違いがあるのも事実である。SNTVには比例的な結果を保証するルールがなく、ただ単純に多数順に当選者を定めるだけである。当選者の決め方という点でSNTVはむしろ多数代表制と同じであり、それゆえ多数代表制の一部に分類する研究者もいる⁽⁷⁾。したがってSNTVは機能的には比例代表制と同じであるが、形式的には多数代表制であるということが出来る。しかし、この理解だけでは十分とはいえない。SNTVを準比例代表制とする見方に対してなされた批判の根底には、選挙制度は定数と議席配分法という二つの要素に分解でき、それぞれの効果を分析するべきであるという考えがある。国単位で制度とパフォーマンスの相関を評価するだけでは不十分であり、各国の選挙制度はいくつかの要素の組み合わせとして記述・評価できると考えるのである。この分解主義を貫徹すれば、SNTVは「複数の定数(いわゆる中選挙区制であれば三から五)」と「いわゆる小選挙区制などと同じ多数代表ルール⁽⁸⁾」の組み合わせと記述される⁽⁹⁾。比例代表制は「複数定員」プ

(6) 他に少数代表制という独自のカテゴリーにすることもある。

(7) 例えばR.Rose(1993), p.33

(8) より厳密には相対多数代表ルールといいうる。その場合にはフランスなどで見られた二回投票制のように当選に絶対多数を要する制度を区別することになる。

(9) 他に有権者一人当たりの票数や票の移譲・累積の可否などの要素を記述に組み入れることが可能である。

ラス「何らかの比例代表法」となる。英国などの小選挙区相対多数代表制は「定数1」と「多数代表ルール」である⁽¹⁰⁾。本稿のここまでの記述も含め殆どの先行研究でこのような分解主義の貫徹はなされず概念に混乱があったが、これよりは厳密な弁別を本稿でも分析枠組みの中心に採用することにしたい⁽¹¹⁾。つまり、本稿でなされる SNTV と比例代表制の比較は、さまざま定数の下で議席配分法としての多数代表ルールと比例代表ルールの作用を比べることであり、異なる定数間の比較は多数代表ルールという特定の議席配分法をとる場合に定数を変化させればどのような差違が生じるかを観察することである。

最後に、先行する実証的研究は少ないのだが、SNTV を理解するには上述のような複数議席獲得を狙う政党の戦術的困難を分析することが不可欠である。政党の巧拙が SNTV の性格を左右している可能性が強いのは既に見た通りである。SNTV の下で大政党がする失敗には、過剰立候補・過少立候補・得票の不均衡の三種類が考えられる。それぞれ、支持者が少ないのに候補者が乱立し

(10) もっとも定数が1では多数代表ルールと比例代表ルールの区別はナンセンスである。

(11) 私自身前稿では分解主義を全面的に主張しながら、なおその貫徹には躊躇があった。分類という主たる関心に分解主義がそぐわない上に、分解する要素として何があるのか、それで全てか、それらは独立かという面で完全な見通しが立たなかったからである。例えば定数1の場合、議席配分法の区別が無意味になること一つをとっても疑問が残っていた。これらの問題が解決されたわけではないが、現在の考えは少し変わってきている。まず本稿では複数定員の場合のみを問題としており、取り上げる要素も分析を簡潔にするため定数と議席配分法に限るから当面これらの問題が残っていても差し障りがない。第二に分解主義だけが正しいわけではないと考え始めている。確かに選挙制度の作用のメカニズムを明らかにするには分解主義が最も効率の良いアプローチではあるが、採用すべきかどうかは分析の目的によるのではないかと考える。唯一の分析枠組みとなるような考え方であれば問題が残ってはいけませんが、併存するいくつかのうちのの一つとしてなら、目的の範囲内で支障なく使えればそれで良い。本稿では趣旨からいって分解主義の貫徹が望ましいと判断したまでである。

支持が割れ票に見合う議席を獲得できない場合、大きな潜在的支持があるのに慎重に候補者を絞り過ぎ本来獲得できるはずの議席を見逃す場合、一人の候補者が票を集めすぎて他候補の票が伸びず均等割りに成功すれば得られたはずの議席を奪われる場合である。このような政党の失敗がどの程度の頻度で発生し、どのような影響を与えるのかを異なる定数について観察することによってSNTV固有のメカニズムがよりよく理解できると考える。なお、これらの政党のミスを測定する方法であるが、先行研究はドント式との乖離を問題にする例しかない。これはすべての政党が成功した場合と現実を比較することになる。これに対し本稿では、ある政党が最もうまくやった場合と実際の結果を比較することにしたい。本稿の計算方法の方が各党の失敗の全体量を把握でき、また選挙区全体ではなく個々の政党に注目することによって政党間の得失が特定できるといふ利点がある。

以上のように先行研究の延長線上に、あるいはそれらと関連付けて整理すると、本稿の課題はSNTVの議席配分法である多数代表ルールの効果（主として比例性への影響）をさまざまな定数の場合について比例代表ルールとの比較を通じて明らかにすること、SNTVにおける定数の効果について（中長期的な影響についても視野に入れながら）分析すること、この二つの分析に際しては複数議席獲得に挑む政党の戦術的失敗について検討することというようにまとめられる。以下ではデータや指標について若干の検討を加えた後に、実際の分析結果を課題に沿って見ていくこととする。

三 データおよび指標

本稿では地方議会選挙の選挙結果統計をデータとして使用するが、約三千ある市町村全てのデータが利用できるわけではない。実際、都道府県議会レベルでさえ選挙結果データが整備されたことはかってない。また仮に存在したとしても本稿の目的からいって必ずしもふさわしくない。まず本稿では選挙制度の政党間競争への影響を分析することを目的としているが、周知の通り市町村レベルでは多くの地方議員が無所属であり政党を対象に分析することに意味がな

い。第二に町村部や一部の市部では都道府県議会選挙区⁽¹²⁾と市町村議会選挙区(市町村の全体または一部)が一致しないから、同一地域で異なる定数の間で比較をしようとしても難しい。第三に小さい市では二つのレベルの選挙区が一致していたとしても、都道府県議会の定数が極めて小さい(1か2)のに対し市議会の定数が大きく両者を比較するにはあまりにバランスを失っている。逆に将来の課題も含め本稿の趣旨に適合的なデータとは、政党化がある程度進行定着しており、二つのレベルの地方議会選挙区が一致しており、その定数が比較可能な、あるいは現実に意味のある組み合わせであるといった条件を満たすものである。このような条件に合致するのは政令指定都市である。

政令指定都市では道府県議会でも市議会でも区が選挙区として共通に使われる。政党化は早くから進行しており、無所属議員もほほいない⁽¹³⁾。使われている定数は道府県議会レベルで1から8、市議会レベルでは1から22までで殆ど15を超えることはない。さらに二つのレベルの議会選挙において異なる制度の効果を比較する際に、選挙区の範囲が同じという地理的共通性に加えて選挙執行の時間的近接性もある方が望ましい。得票分布の基礎となる有権者の政党支持が二つの選挙ではほぼ同じという仮定が可能となり条件をコントロールすることができるからである。多くの場合、政令指定都市では統一地方選挙の年の四月に一週間の間隔で、道府県議会議員選挙と市議会議員選挙が行われる。短期間でそれほど政党に対する有権者の支持が急には変わらないとすると、なお候補者本人の個人的要素は残るとしても、かなり条件を揃えることができる。有権者の政党支持分布にしても大都市を取り上げることによって、その基礎となる社会経済的状况を大体一定にすることが可能であるから、この点でもコントロールしやすいという利点もある。

政令指定都市は周知の通り、横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の五都市から

(12) 郡であることが多い。

(13) いくつかの無所属系会派は存在する。

始まり、その後北九州・川崎・札幌・福岡・広島・仙台・千葉と追加されてきた。最初の五都市については原則として昭和22年から、他の都市については政令指定都市となって最初に迎えた選挙から選挙結果統計を収集し、選挙区ごとに定数、各候補者の氏名、得票数、所属党派、新人・現職・元職の別について入力した。その後、これを選挙区や政党についてアグリゲートしたデータを作成したり、各種指標などの新変数を追加したりして、以下での分析に供した。

選挙制度の機械的効果を測定するための指標は、主として比例性に関するものである。比例性は一般的にいうと、ある国もしくは選挙区における各政党の得票率と議席率の一致の程度である。しかし操作的定義となるといくつかの種類がある。これは理想的な比例状態について一致した認識がないからで、「理想」の数だけ指標も存在する。さらにいえば、それぞれの理想を実現するためにさまざまな議席配分法が考案されたので、各指標には、それを満足させるような比例代表法が対応して存在している。比例性指標を大別すると得票率と議席率の差に注目する方法と両者の比に焦点を合わせる方法がある。後者は更に最大過剰代表政党の票と議席の比を問題にするものと全政党について比を考慮するものに別れる。それぞれヘアー式指標、ドント式指標、サンラゲ式指標という。ヘアー式指標は、ヘアー式やドループ式など最大剰余法と呼ばれる比例代表法のグループに対応しているが、これは各党の得票率と議席率の差の総和（の半分）として計算され、より小さい方が比例的とされる。ドント式指標は、最高平均法と呼ばれる比例代表のグループのうち、「最大過剰代表政党の過剰代表部分を最小にすること」を目標とするドント式に対応しており、これは最も過剰に代表されている政党、つまり最も得をしている政党の議席率に対する得票率の比として計算される。やはり値の小さい方が比例的である。サンラゲ式指標は同様に得票と議席の比に注目するが、得票率と議席率が等しいという理想の比例状態（ $=1$ ）から各党がどの程度離れているかを問題にする。値が小さいほど比例的である。議席配分法では、最高平均法に属するサンラゲ式が対応している。本稿では、これら三種類の代表的な比例性指標を用いることにしたい。なお、これらの指標は選挙区単位で計算されるが、特定の政党につい

てはその政党の得票率と議席率の比を見ることも可能である。

選挙制度の機械的効果とは、そもそも小選挙区多数代表制と二大政党制というように特定の選挙制度と政党制を結び付ける際に述べられる概念であった。その時には、政党制の形状は専ら政党の数によって記述されていた。有権者レベルでの政党選好分布から議会内の政党制への減数効果あるいは翻訳機能が問題となっていたのである。減数効果と比例性は近似しており、議席配分法の性格を比較するためにはむしろ比例性指標の方が好ましいが、政治システムへの直接的な影響という点では、議会レベルにおける政党の数や有権者レベルから議会レベルにかけての減数効果を見ておいた方が良い場合もある。本稿でも政党数を取り上げることにはしたい。政党の数は有効政党数で計算している。有効政党数は政党の規模を考慮に入れて政党の数を計算するため、異なる政党制の間での比較に便利な指標である。例えば、50%の政党が二つある時には有効政党数は2であるが、これが60%と40%だと1.92、75%と25%だと1.6というようになる。そして議席率から計算した議会レベルでの有効政党数に対する、得票率から算出した有権者レベルでの有効政党数の比率を減数効果を表す指標として用いることができる。

四 分析結果

1 異なる定数の下での単記非委譲式投票制度 (SNTV) の機械的効果

本稿の第一の課題は、異なる定数の下で SNTV がどのような性格を示すか、とりわけ比例性に関しさまざまな比例代表制と比較をすることにあった。より厳密にいうなら、複数定員区において議席配分法としての多数代表法が比例代表法に対しどのような結果をもたらすのかを明らかにすることにあった。そのため、本稿では実際の得票分布を基に比例代表法のシミュレーションを行い、その結果と現実の選挙結果 (SNTV) を比較するという方法を取った。この時、各政党の得票数は所属候補者の得票の総和とし、無所属候補の場合は一人一党とした。もちろん、選挙制度を変えると投票行動が変わるのでこのようなシミュレーションに対しては疑問もありうるが、比例代表制の中でも名簿リストか

ら個人を選択し投票する方式⁽¹⁴⁾を採用したと考えれば、それほど無理はない。シミュレーションを行う比例代表法は、最高平均法のグループではドント式・修正サンラゲ式・サンラゲ式、最大剰余法のグループではインペリアリ式・ドループ式・ヘアー式の計六つの方法である。各グループの中でドント式やインペリアリ式は大政党に有利でヘアー式やサンラゲ式は小政党に有利といわれている。修正サンラゲ式やドループ式はその中間である。さて本稿で検討する比例性指標は、ドント式指標・サンラゲ式指標・ヘアー式指標であった。この三つの指標について定数ごとに各議席配分法の比例性を計算し、その平均値を図示したものが図1から図3である。図中、左端の定数0の所には、総平均値が示されている。また、七つの議席配分法の数値を一覧できるようにしたものが表1から表3である。小選挙区（定数が1）は原則として議席配分法に関わらず結果は同じなので省いてある⁽¹⁵⁾。また、定数13以上についてはケース数が少ないので一まとめにしてある。

図1および表1はドント式指標について各議席配分法の比例性を定数ごとに調べたものである。これらの図表から、ドント式指標に対応するドント式配分法が定数に関わらず常に最も比例的であり、逆に対照的な性格を持つヘアー式が最も非比例的な結果を示すこと、そしてSNTVはほぼ常にヘアー式やサンラゲ式より比例的で、ドループ式とほぼ同じ程度の比例性を示すことがわかる⁽¹⁶⁾。表2および図2は同様にサンラゲ式指標について見たものである。これらの図表が明らかにしているのは、この指標に対応するサンラゲ式が最も比例的で逆にドント式が最も非比例的ということとSNTVがその中間にあるとい

(14) この方法では所属候補の得票数合計を各政党の得票数とみなす。

(15) 実際には、定数が1にも関わらず多数派政党から複数の候補が出馬し少数政党に敗れた例が戦後直ぐの時期に二例あり、現実のSNTVのパフォーマンスはその分悪くなっている。

(16) 定数が小さいときにはドループ式より劣るが定数が大きくなると優る傾向にある。

図1 各議席配分法の比例性（ドント式指標）

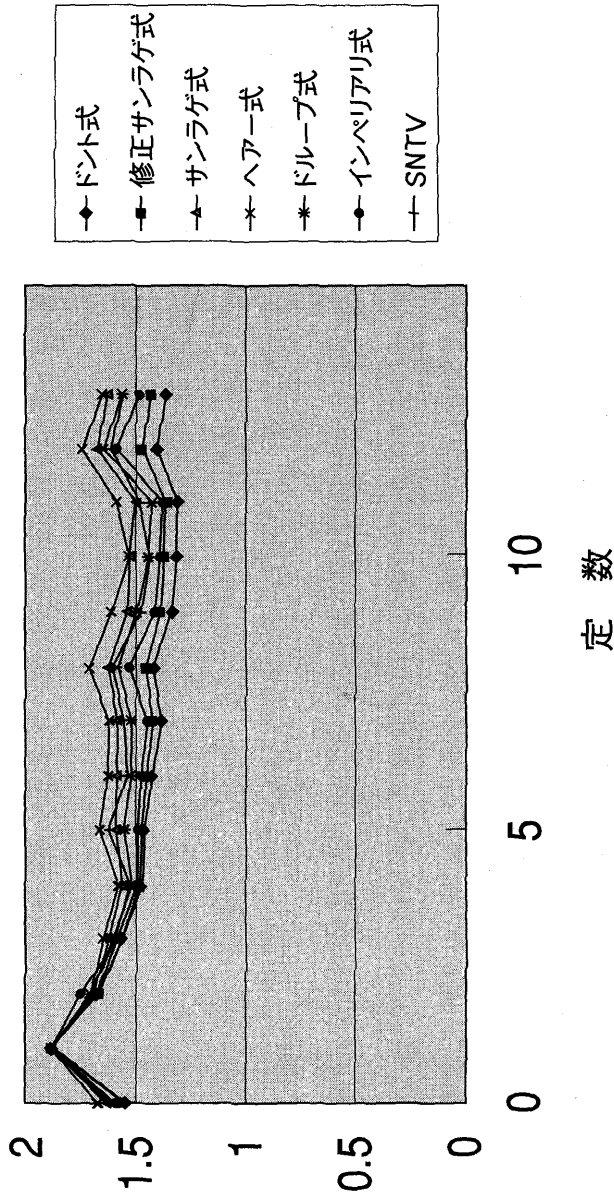


図2 各議席配分法の比例性（ヘアー式指標）

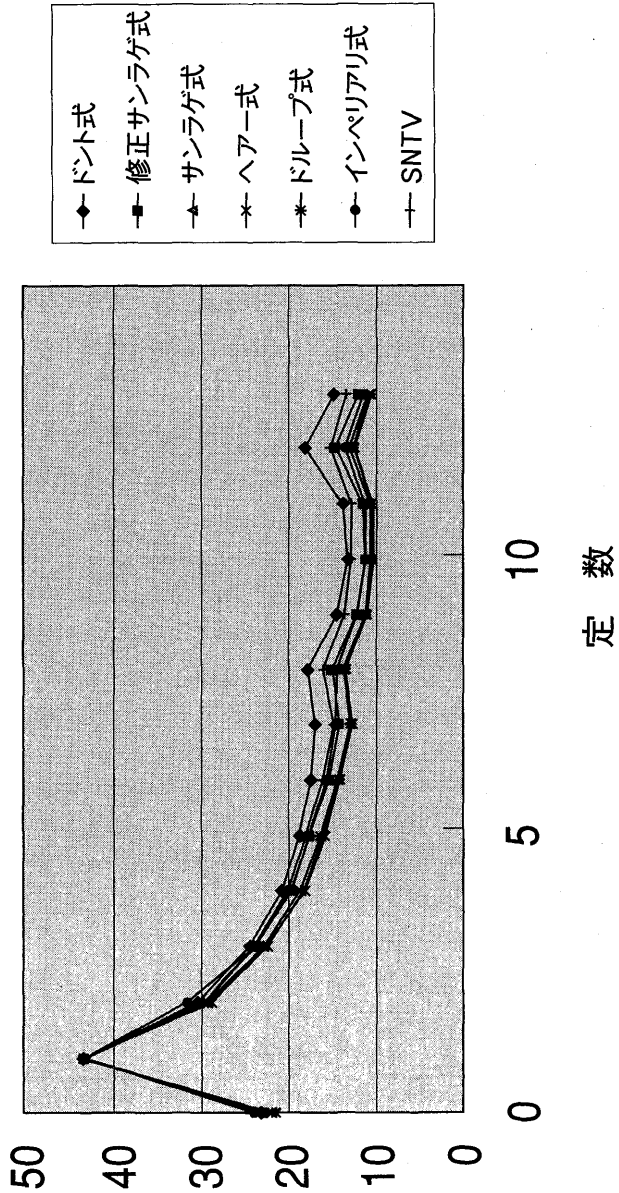


図3 各議席配分法の比例性（サンラゲ式指標）

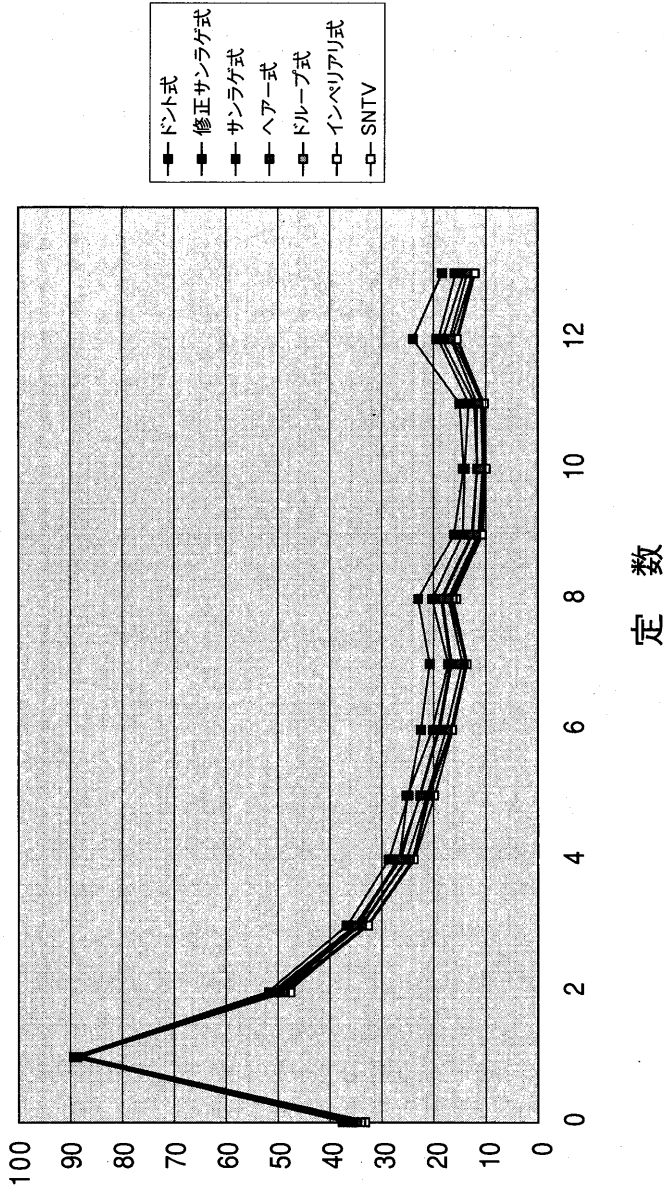


表1 各議席配分法の定数別比例性（ドント式指標）

定数	D'Hondt	MSL	St.Lague	Hare	Droop	Imper	SNTV	N
2	1.66	1.67	1.69	1.71	1.68	1.75	1.7	413
3	1.56	1.56	1.62	1.65	1.58	1.59	1.6	405
4	1.47	1.48	1.56	1.58	1.52	1.49	1.53	244
5	1.46	1.47	1.59	1.66	1.55	1.49	1.63	196
6	1.43	1.45	1.59	1.63	1.53	1.48	1.54	187
7	1.38	1.43	1.59	1.62	1.52	1.45	1.56	113
8	1.42	1.46	1.62	1.71	1.58	1.53	1.61	53
9	1.33	1.39	1.54	1.61	1.5	1.41	1.48	86
10	1.32	1.37	1.53	1.54	1.44	1.39	1.43	51
11	1.31	1.36	1.5	1.59	1.43	1.38	1.48	50
12	1.41	1.47	1.67	1.75	1.65	1.59	1.61	30
13～	1.36	1.43	1.64	1.66	1.56	1.49	1.57	38

表2 各議席配分法の定数別比例性（ヘアー式指標）

定数	D'Hondt	MSL	St.Lague	Hare	Droop	Imper	SNTV	N
2	30.45	29.89	28.98	28.85	29.41	31.68	29.8	413
3	24.61	23.69	22.48	22.38	22.98	23.94	23.65	405
4	20.88	19.57	18.38	18.24	18.85	20.28	19.83	244
5	18.78	17.61	16.2	15.79	16.42	17.67	18.19	196
6	17.56	15.7	14.34	14.13	14.57	15.49	16.26	187
7	16.96	14.28	12.84	12.7	13.07	14.66	14.85	113
8	17.86	15.13	13.82	13.46	13.81	14.67	16.15	53
9	14.56	12.26	11.25	10.99	11.39	12.2	13.65	86
10	13.18	11.19	10.72	10.29	10.46	11.2	12.97	51
11	13.68	11.46	10.43	10.3	10.65	11.29	12.81	50
12	18.1	14.63	13.06	12.42	12.61	13.55	15.27	30
13～	14.73	12.04	10.94	10.6	10.8	11.57	13.36	38

表3 各議席配分法の定数別比例性（サンラゲ式指標）

定数	D'Hondt	MSL	St.Lague	Hare	Droop	Imper	SNTV	N
2	50.65	49.5	47.93	48.17	48.69	51.97	49.92	413
3	36.62	34.78	32.57	32.78	33.61	34.09	35.11	405
4	28.6	26.28	23.79	24.05	25.27	26.98	26.75	244
5	24.99	22.82	19.89	20.9	21.19	22.81	25.24	196
6	22.46	19.19	16.48	16.87	17.59	18.96	20.34	187
7	20.71	16.35	13.61	13.96	14.56	16.81	17.25	113
8	23.11	18.65	16.3	16.91	17.36	18.42	20.28	53
9	16.09	12.7	10.75	11.31	11.59	12.62	14.55	86
10	14.26	11.75	10.15	10.46	10.76	11.75	14.17	51
11	15.07	12.2	10.36	10.79	10.9	11.61	13.33	50
12	23.89	18.34	15.67	16.46	16.48	17.06	19.2	30
13~	18.33	14.24	12.19	12.46	12.73	13.55	15.93	38

うことである。定数の大きさに関わらず、サンラゲ式→ヘアー式→ドループ式→インペリアリ式・修正サンラゲ式→SNTV→ドント式の順で比例性は低下している。また定数が大きくなるとどの議席配分法も加速度的に比例性を向上させていくことが図2から見て取れる。表3および図3はヘアー式指標についてであるが、同様の結果を示している。この指標によれば、ヘアー式が最も比例的となり、次いでサンラゲ式、ドループ式⁽¹⁷⁾、さらにインペリアリ式や修正サンラゲ式が続き、その後SNTV、ドント式の順で比例性が低下していく。やはり定数が増加すると双曲線を描くように最初は比例性が急速に向上し、やがてその伸びが緩やかになっていくことがわかる。

以上のことから定数の大きさに関わらず、また指標の種類に関わらずSNTVの比例性は常に比例代表制のさまざまな議席配分法の間にあることがわか

(17) ただし定数が大きくなると両者の順番は逆転する傾向にある。

る。確かに各指標において SNTV の比例性はむしろ低い部類に属する⁽¹⁸⁾が、それでも比例性の点でより劣る比例代表法が必ず一つは存在する。具体的には、ドント式とヘアー式・サンラゲ式という対照的な比例代表法の間に SNTV は常に位置する。中選挙区制の分析から得られた知見は定数を広げてあてはまる。つまり議席配分法としての多数代表法の比例性は平均的には比例代表法と比べて劣ることがない。

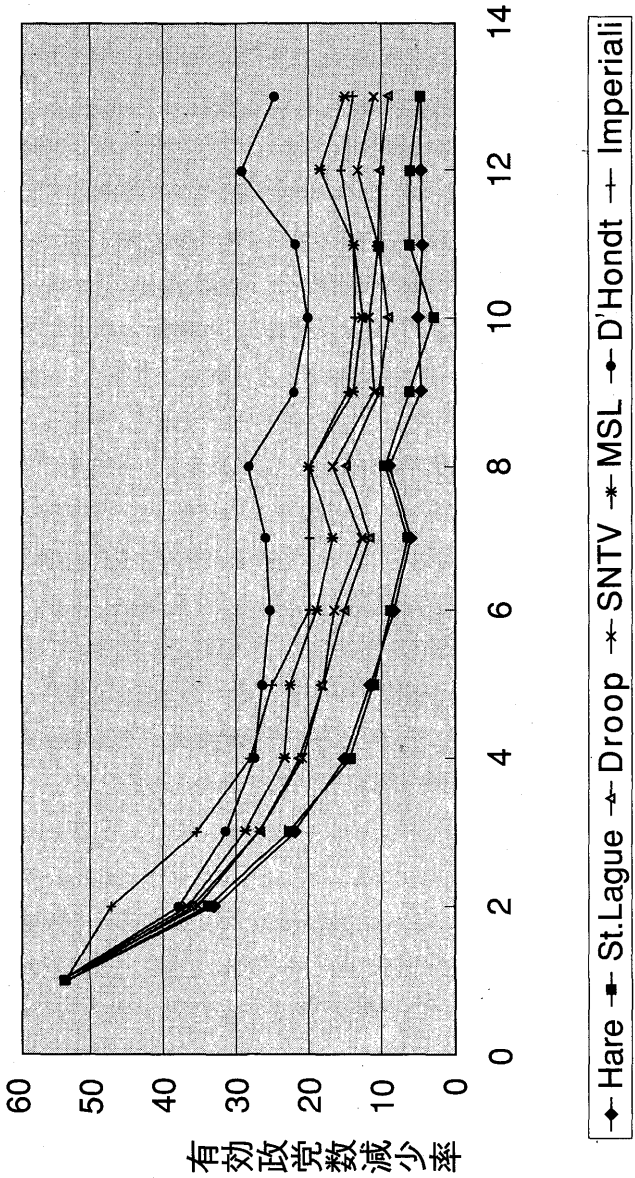
定数の大きさと比例性の関係については、一般的に議席配分法の種類に関係なく定数が増加すると比例性が高まる傾向が確認された。ただしドント式指標についてはドント式（と類似する修正サンラゲ式やインペリアリ式）にその傾向が見られるが、SNTV（多数代表法）や一部の比例代表法（ヘアー式やサンラゲ式）では定数と比例性の間に明瞭な関係が見られない。これはドント式指標で問題にする最大過剰代表政党が、ドント式などの議席配分法では最大規模の政党にほぼ限られているのに対し、SNTV やヘアー式・サンラゲ式では比較的小規模の党も含め不定であるからである。不定である理由は、ヘアー式やサンラゲ式の場合は小政党に有利な性質が考えられるが、SNTV の場合は大政党の戦術的困難によるものと推測できる。ヘアー式指標やサンラゲ式指標の場合には定数の増加によって全ての議席配分法で加速度的に比例性が高まることは既に見た通りである。一部、定数の増加にも関わらず比例性数値に増加が見られるのは、本稿で採用したシミュレーションでは無所属候補を一人一党と扱いながらその当選者を一名に限定したため、政党化率の高い選挙区のみで数値を算出した場合には更にスムーズな比例性指標の通減が見られるはずである。事実、政党化率をコントロールして定数別の比例性指標を計算するとより明瞭な関係が見てとれる。ここで興味深いことは定数の増加と比例性の向上は単純な線形関係ではなく、定数の増加に伴い双曲線状に比例性指標の値が低下することである。一人区から二人区、そして三人区へと極めて急速に比例性は向上する。三人区、四人区、五人区と比例性指標の減少はやや緩やかになるが、そ

(18) 最も優れた比例性を示すのは各指標に対応して考案された比例代表法である。

れでも着実に議席配分は比例的になっていく。やがて定数の増加に対し比例性の向上はどんどん緩やかになる。このことは、同じ議席配分法を用いたとしても、複数の異なる定数の選挙区を設定した場合に議席と得票の間の比例性、ひいては代表の性格に選挙区間で差違が生じる可能性を示している。

機械的効果を規定する比例性指標について見てきたが、次にその機械的効果の結果として有権者の投票レベルでの政党数が議会レベルでどの程度減少したかを検討しておきたい。表4および図4は政党の減数効果を議席配分法別定数別に見たものである。政党の数は各選挙区ごとに有権者レベルについては各党得票率から、議席レベルについては比例代表法の議席配分シミュレーションおよびSNTVの選挙結果から有効政党数を計算した。これらの図表によると、SNTVの減数効果は比例代表法のうちドループ式と近似している。これはどの定数についてもいえる。最も減数効果が小さいのはヘアー式・サンラゲ式で、ドループ式・SNTVはこれに次ぐ。その後をさらに修正サンラゲ式やインペリアリ式、最後にドント式と続く。このようにSNTVは定数の大きさにかかわらず、減数効果の点でも他の比例代表諸法の間にある。ここでは全選挙区を対象としているが、これを政党化率の高いものだけを取り出して同様の計算をしても基本的な傾向に変わりはない。もっともこのことはSNTVの議席配分内容がドループ式などと同じであることを意味するわけではない。ここで強調されるべきことは、SNTVのような多数代表法をとったとしても、複数定員区では比例代表法と同様程度しか議会における政党の数が（投票レベルに比べ）減らないということである。むしろ、定数が増えるに従い、急速に減数効果が落ちることの方が目をひく。これはどの議席配分法でも同じであるが、ヘアー式・サンラゲ式が最も急でSNTVはドループ式とともにその次であり、他方、ドント式はこの低下の仕方が最も緩やかである。定数の増加による減数効果の低下は、どの議席配分法でも、最初は急で大体定数が7か8に達するとほぼ安定しごく緩やかなものになるのは図4の通りである。この点からすると、同じ議会の選挙で大きく異なる定数を用いることは、比例性の場合と同様に減数効果の面でも、異なる機能をもつ複数の選挙制度を併存させることを意味してい

図4 議席配分法と定数の政党数に対する減数効果



定数

る。また、国政レベルあるいは地方（特に都道府県議会）レベルで定数3から5の選挙区を混在させる典型的な中選挙区制は、一見狭い範囲に定数を限っているようでも、ちょうど減数効果が急激に低下する部分であるがゆえに、減数効果の点で機能の著しく異なる制度を前提なしで採用していると指摘できる。さらに異なるレベルの地方議会選挙区で定数が大きく違う場合には、やはり代表の選び方がその議会によって随分異なることになるわけで、各議会における代表の意味や政党間競争の状況にも大きな差が生じることになると考えられる。

表4 定数別に見た有効政党数に対する減数効果（百分率）

定数	ENP	Hare	St.Lague	Drrop	SNTV	MSL	D'Hondt	Imperiali	N
1	2.31	53.2	53.2	53.2	53.2	53.2	53.2	53.2	195
2	3.11	33	33.8	35.9	35.3	36.6	37.7	47	413
3	3.8	21.8	22.7	26.7	26.8	28.7	31.2	35.4	405
4	4	14.9	14.3	21.2	20.7	23.5	27.4	28.1	244
5	4.42	11.4	10.9	18.1	17.9	22.5	26.3	25	196
6	4.64	8.1	8.6	15	16.5	18.8	25.2	19.8	187
7	4.59	5.6	6.2	11.5	12.6	16.6	25.8	19.5	113
8	5.27	8.8	9.4	14.9	16.5	19.6	28.1	19.7	53
9	5.13	4.4	6	10.2	10.9	13.7	21.8	14.4	86
10	5.29	4.8	2.7	8.8	11.4	12.3	19.9	13.5	51
11	5.64	4.2	5.9	10.4	10.4	13.6	21.6	13.7	50
12	5.61	4.5	5.9	10.1	13.2	18.4	29.2	15.3	30
13~	7.85	4.5	4.4	8.9	10.8	14.8	24.4	13.6	38

ENPは有権者レベルでの有効政党数

Nは選挙区数

2 大政党の戦術的失敗

定数が3から5の中選挙区制におけるSNTVの特徴の一つは、大政党の戦

術的困難であったが、本稿の関心は定数を広げた場合にこれがどのようなようになるかを調べることにあった。SNTVにおける大政党の戦術的困難には、一般的に過剰立候補、過少立候補、不均衡得票配分の三種類がある。過剰立候補は、その党への支持に比べ多くの候補を立てすぎたために候補者間で票が割れ当選に達しない、いわゆる共倒れである。過少立候補は逆に候補者を絞りすぎたために一人当たりの得票が多くなり、当選者の余剰票（最下位当選者との差）を考えると、新たな候補者を立ててもさらに当選する余裕があるという場合である。得票の不均衡は、一部の当選者が票を集め過ぎ他の候補者の得票が伸びずに落ちてしまうというような場合で、同一政党の候補者間で得票にばらつきが生じ党としての得票に見合う議席を獲得できない事態を指す。過剰立候補と過少立候補は両立しえないが、不均衡得票配分による損失と過剰立候補または過少立候補による損失は同時に起こり得る。したがって、これら三種類の戦術的困難が大政党に起こっているかどうかを調べるには、まず不均衡得票配分が生じていないかを確認する必要がある。不均衡得票配分がある場合にはこれを調整した後（ない時はそのまま）、過剰立候補や過少立候補による損失が発生していないかを見ることになる。過剰立候補は落選者が二名以上の場合に、逆に過少立候補は落選者がいない場合に起こりうる。

具体的な計算方法は以下の通りである。まず落選者のいる政党について総得票を候補者数で除した商（候補者一人当たりの得票数）を計算し、これを他党当選者の得票数の少ない候補者から順に比較していく。もし平均得票の方が他党候補者より多ければ不均衡得票配分による損失がその分だけ発生していたことになる。少なければ一応損失なしである。不均衡得票による損失分を調整した後、落選者がなお複数存在する政党については過剰立候補による損失をまず確認し、逆に落選者のいない党については過少立候補による損失を調べることになる。過剰立候補の有無を調べるためには、当該政党の立候補者を一人減らした場合の平均得票を計算し、これを他党当選者⁽¹⁹⁾の得票と比較する。平均

(19) 不均衡得票配分の調整を行った場合にはその対象者を省く。

得票の方が多ければ過剰立候補の損失がその分発生したとする。少なければ、その党の候補者をさらに減らした場合を計算比較するという作業を、落選者が複数残っている限り、つまり救済される可能性のある落選者が未だいる限り、繰り返していく。過少立候補の方は逆に立候補者を一人増やした場合の平均得票を計算し、これを他党当選者⁽²⁰⁾の得票と比較する。平均得票の方が多ければ過少立候補による失敗があったことになる。その場合はさらに候補者数を増やしていき平均得票が他党当選者のそれを上回らなくなる（過少立候補による損失がなくなる）まで同様の作業を続ける。少なければ損失なしである。この方法は、他党の候補者の数やその得票を固定しているし、各党の候補者の得票がそのまま当該政党の得票であると仮定もしている。実際的な事情をおよそ考慮せず現況を固定したまま、各党が最も巧妙に振る舞った場合と現実の比較から政党の損失を算定しているのである。したがって、これは大政党の失敗というには過大な評価で、逃した議席の算定というのが正しい表現かもしれない⁽²¹⁾。

以上のような方法で、大政党が抱える三種類の戦術的困難はどの程度の頻度で発生しているのかを定数別に調べた結果が表5である。表中の数字はこれらの戦術的困難が発生した選挙区の割合を百分率で表したものである。一般的に定数1の小選挙区では、複数の候補を擁立する必要がないから発生率はほぼゼロである。定数が増えていくに連れて頻度が増えていく。定数が小さいうちは、複数候補を出す政党も少なく、また政治家の出馬や票割りに対し予想が可能でコントロールがしやすいため、大政党の戦術的失敗は少ないと考えられる。定数が3から5のいわゆる中選挙区では国政レベルでの知見とほぼ同様の発生率である。定数が6以上になると発生率は急増していき、10近くになるとほぼ半数の選挙区でこのような事態が発生している。個別的に見ると、過剰立候補の

(20) やはり不均衡得票配分の調整を行った場合にはその対象者を省く。

(21) もし各党が完全に合理的であれば、最終的にドント式議席配分と同じ結果に落ち着くから、それと現実を比較するという方法もある。

伸びは他の二つに比べ、それほど大きくない。選挙区定数が大きくなるほど沢山の候補者を揃えることが前提となるわけで、そのような政党自体が少ない。得票の不均衡配分による障害は、定数増とともに早い段階から急速に増える。中規模以上の選挙区で複数候補を抱える政党が頭を最も悩ませる問題は票の均衡割りである。定数が相当程度大きくなると、過少立候補も非常に高い頻度で発生するようになる。定数が大きくなると複数候補を擁立する政党の規模が小さくなり数も増える一方、予測はますます難しくなり、リスクを冒すことにより慎重な政党が多くなる結果と考えられる。では、実際に損をあるいは得をした政党の規模はどのようになっているのか。表6 (a) は三種類の戦術的失敗を犯した政党について、同 (b) は逆にそれによって議席を獲得できた政党について、それぞれ定数別に政党の規模を得票率で見たものである。比較のため、そのような損失や利得を経験しなかった政党の得票率も附記した。まず、どの定数でも、戦術的失敗から議席を獲得しそこなった政党の得票率は、それ以外

表5 大政党の戦術的困難の頻度

定数	ON	UN	UEQV
1	1	0	0
2	3.4	3.4	3.1
3	5.2	7.9	7.9
4	11.5	10.7	17.2
5	22.4	16.3	27.6
6	25.7	27.8	34.8
7	35.4	27.4	46.9
8	43.4	41.5	39.8
9	33.7	48.8	66.3
10	29.4	47.1	52.9
11	42	52	56
12	46.7	63.3	53.3
13～	50	71.1	47.4

ON	過剰立候補
UN	過少立候補
UEQV	不均衡配分

表6 (a) 戦術的困難と損失政党の得票規模

定数	過剰立候補		不均衡得票配分		過少立候補	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり
1	35.81	46.03	35.85	—	35.85	—
2	26.19	37.37	26.02	58.09	26.06	51.79
3	21.52	31.99	21.27	42.38	21.27	41.85
4	18.48	30.83	18.13	37.73	18.2	46.14
5	15.54	26.48	15.28	31.07	15.45	34.64
6	14.04	27.78	13.85	28.79	13.91	30.11
7	13.44	29.97	13.18	28.68	13.76	24.95
8	10.65	22.89	10.6	24.9	10.48	27.22
9	11.77	27.86	11.38	25.36	11.9	22.56
10	11.44	24.44	10.93	25.35	10.72	26.89
11	10.7	23.03	10.35	23.04	10.4	24.69
12	8.08	27.83	8.61	19.68	7.85	22.2
13~	6.72	21.35	7.17	16.97	6.53	16.43
合計	17.78	27.39	17.62	29.21	17.68	28.58
死票	4.38	14.98	4.58	8.63	4.95	0.19

(b) 戦術的困難と利得政党の得票規模

定数	過剰立候補		不均衡得票配分		過少立候補	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり
1	35.81	46.17	35.85	—	35.85	—
2	26.27	28.23	26.3	25.28	26.3	25.19
3	21.59	26.17	21.6	24.3	21.63	22.54
4	18.63	25.23	18.64	23.12	18.76	19.71
5	15.97	18.57	15.86	20.62	16.11	14.96
6	14.4	20.84	14.41	20.24	14.54	18.62
7	14.19	18.68	14.15	18.31	14.44	14.68
8	11.04	17.58	11.24	16.43	11.33	14.9
9	12.24	18.98	12.16	18.5	12.36	18.26
10	11.86	17.05	11.65	17.32	11.68	17.84
11	11.26	14.64	11.03	17.72	11.12	17.28
12	8.54	16.93	8.74	20.72	8.9	15.49
13~	7.12	13.24	7.2	17.16	7.08	14.96
合計	18.08	19.26	18.06	19.82	18.14	17.66
死票	4.83	2.99	4.85	2.6	4.85	2.08

の政党と比べかなり高い。戦術的困難に見舞われるのは大政党である。その得票率は定数の増加とともに低下していく。ただ、過剰立候補の場合、失敗した政党の得票率は小さい定数でも低く定数が増加してもそれほど低下しないのに対し、過少立候補や不均衡得票配分の場合には当初相当大きかった得票規模が定数増とともに急速に低下する。比較的定数が小さい間は特に過剰代表が、大きい定数では不均衡得票配分や過少代表が複数候補擁立政党の障害となりやすい。他方、利益を得た政党の得票規模は表6 (b) によると、損失政党よりは小さいものの、利益を受けなかった政党より相当大きい。大政党の失敗は中規模政党の利益となっている⁽²²⁾。特に大きな定数の選挙区での不均衡得票配分や過少立候補については、損失政党と利得政党の規模は殆ど変わらず、中規模以上の政党間で戦術的巧拙により議席のやり取りをする結果となっている。

このような戦術的困難から生じる議席の得失は、比例性あるいは民意反映の程度にどのような影響を与えるのかを次に検討しておきたい。まず表6 (a) ・ (b) の最下段に各党の死票（落選者に投じられた票）率の平均を戦術的困難からくる損失および利得の有無の別に計算したものを示す。得票率の平均はそのすぐ上の値である。これによると過剰立候補の結果、得票の半分以上が議席につながらず無駄になっている。次いで不均衡得票配分では約三割が死票になるのに対し、過少立候補の場合は死票が殆どない。他方、利益を得た政党についてみると、得票率自体では利益を得なかった政党とそれほど変わらないが、死票が少なくなっている。一般的に平均約5%の票が死票となっているのに対し、利益を得た幸運な政党の場合は、およそその半分強程度である。戦術的失敗が各政党にもたらす被害は表7で定数別に細かく見ることができる。この表では各党の得票率の議席率に対する比の平均値が定数別に示されている。この表から、過剰代表による議席の損失が極めて甚大な被害をその政党に与えたことがわかる。特に定数が小さい時は、一つあたりの議席のウェイトが大き

(22) これは平均値から見たが、標準偏差や度数分布からも同様の知見が得られる。

いため決定的な損失を被ることになる。過剰立候補に該当するのは大政党であるから、通常これらの党の対得票議席比は中小政党の犠牲の下で大きな（良好な）値を示すのであるが、過剰立候補による失敗は他の被害のなかった政党を大きく下回るパフォーマンスの悪化をもたらす。これに比べれば得票不均衡による議席喪失の被害もまだ軽微であり、過少立候補による被害は実質的に殆どない。過少立候補によって得られるはずの議席が得られなかったとしても、その政党は既に得票に見合うだけの議席を得ており、単にボーナスを逃したに過ぎない。他方、表の掲載は省略したが他党の失策によって議席を得た政党の議席獲得効率は当然極めて高い。以上のことを併せ考えると、ある程度の大きさに達した政党にとって無理に候補を立て議席増を狙うのは失敗した時の損害が大きすぎ、他方、得票の不均衡や過少立候補による損害は受忍の範囲内であり、時に他党の拙策によって思いがけないボーナスが得られる可能性も考えれば、出馬を抑制する慎重な方針をとるのが合理的となる。

表7 戦術的困難と損失政党の議席獲得効率

定数	過剰立候補		不均衡得票配分		過少候補	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり
1	0.68	0	0.68	0	0.68	0
2	0.76	0.05	0.76	0.88	0.75	0.99
3	0.81	0.22	0.8	0.82	0.8	0.95
4	0.79	0.54	0.78	0.84	0.78	1.01
5	0.79	0.57	0.77	0.92	0.77	0.98
6	0.77	0.66	0.75	0.92	0.75	0.93
7	0.8	0.7	0.79	0.91	0.79	0.94
8	0.72	0.74	0.71	0.93	0.7	0.96
9	0.79	0.73	0.77	0.88	0.77	0.95
10	0.76	0.68	0.75	0.93	0.74	1.01
11	0.8	0.7	0.79	0.83	0.78	0.94
12	0.72	0.88	0.72	0.87	0.69	1.01
13~	0.79	0.8	0.79	0.93	0.77	0.99

最後に、これらの三種類の戦術的失敗が選挙区全体の比例性に及ぼす影響を検討する。選挙区全体の比例性に対する影響を調べるため、表8に三つの比例性指標（ドント式指標・サンラゲ式指標・ヘアー式指標）の値を戦術的失敗の有無および定数別に示した。まず過剰立候補があった場合には、選挙区全体の比例性は大きく損なわれる。全ての指標で比例性指標の値は、それがなかった場合と比べ低い比例性を示す。表1から表4の比例性指標と比べると⁽²³⁾最下位の結果である。逆に過剰立候補のない選挙区だけでは比例性指標の値は他の比例代表法の、それもより比例的な結果を示す諸方法とほぼ差がない。これに対し、不均衡得票配分や過少立候補については、一部を除きほぼこれらの戦術的

表8 (a) 過剰立候補による損失が比例性に与える影響

定数 損失の有無	有効政党数		ドント式指標		ヘアー式指標		サンラゲ式指標		N	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
1	1	1	1.89	2.24	43.45	53.83	88.74	123.98	193	2
2	1.93	1.79	1.68	2.25	29.17	47.9	48.06	102.83	399	14
3	2.71	2.56	1.58	2.01	23.1	33.67	33.75	60.08	384	21
4	3.14	2.97	1.51	1.71	19.19	24.77	25.39	37.23	216	28
5	3.69	3.15	1.55	1.89	15.68	26.87	19.74	44.24	152	44
6	3.93	3.39	1.45	1.79	13.87	23.18	15.47	34.45	139	48
7	4.21	3.53	1.49	1.68	13.04	18.15	13.65	23.82	73	40
8	4.29	4.21	1.45	1.81	12.73	20.62	13.14	29.6	30	23
9	4.84	3.93	1.39	1.64	11.46	17.97	10.47	22.56	57	29
10	4.72	4.42	1.38	1.57	11.18	17.29	11.23	21.23	36	15
11	5.04	4.63	1.4	1.6	11.02	15.29	10.2	17.64	29	21
12	5.33	4.31	1.47	1.77	12.26	18.7	12.82	26.48	16	14
13~	7.6	6.11	1.44	1.7	11.01	15.72	11.57	20.28	19	19
合計	2.9	3.64	1.59	1.78	23.22	23.07	36.15	35.61	1743	318

(23) 平均値を計算する元の選挙区の範囲が異なるから直ちにはいえない。

表8 (b) 得票不均衡配分による損失が比例性に与える影響

定数	有効政党数		ドント式指標		ヘアー式指標		サンラゲ式指標		N	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
1	1	0	1.89	0	43.55	0	89.1	0	195	
2	1.92	2	1.68	2.05	29.95	25.32	50.02	46.72	400	13
3	2.7	2.78	1.6	1.66	23.91	20.58	35.83	26.78	373	32
4	3.11	3.16	1.51	1.63	19.86	19.68	27.15	24.85	202	42
5	3.62	3.42	1.62	1.65	17.99	18.73	25.32	25.04	142	54
6	3.82	3.74	1.52	1.58	16.25	16.28	20.72	19.62	122	65
7	3.97	3.98	1.51	1.6	15.13	14.53	17.6	16.86	60	53
8	4.11	4.48	1.61	1.61	16.31	15.92	21.78	18.01	32	21
9	4.5	4.55	1.46	1.49	14.12	13.42	16.18	13.72	29	57
10	4.84	4.46	1.41	1.46	12.59	13.32	13.99	14.33	24	27
11	5.34	4.49	1.56	1.42	15.15	10.97	17.42	10.11	22	28
12	4.89	4.82	1.75	1.49	16.43	14.25	23.15	15.73	14	16
13~	6.22	7.55	1.59	1.55	13.66	13.04	16.71	15.05	20	18
合計	2.76	3.99	1.63	1.58	25.03	16.16	40.34	19.67	1635	426

表8 (c) 過少立候補による損失が比例性に与える影響

定数	有効政党数		ドント式指標		ヘアー式指標		サンラゲ式指標		N	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
1	1	0	1.89	0	43.55	0	89.1	0	195	
2	1.92	2	1.68	2.09	29.9	27.01	49.78	53.88	399	14
3	2.72	2.59	1.58	1.87	23.79	22.04	35.06	35.8	373	32
4	3.17	2.68	1.51	1.69	19.95	18.79	26.68	27.35	218	26
5	3.57	3.52	1.55	2	18.51	16.55	25	26.48	164	32
6	3.82	3.72	1.53	1.57	16.4	15.9	20.8	19.14	135	52
7	3.86	4.27	1.5	1.71	14.66	15.34	16.98	17.96	82	31
8	4.21	4.32	1.63	1.58	17.3	14.54	22.68	16.9	31	22
9	4.48	4.59	1.49	1.47	14.39	12.88	15.55	13.49	44	42
10	4.76	4.49	1.44	1.42	13.94	11.89	16.06	12.05	27	24
11	5.07	4.68	1.52	1.45	13.6	12.09	15.16	11.63	24	26
12	4.53	5.04	1.83	1.49	20.31	12.35	30.03	12.92	11	19
13~	6.73	6.9	1.71	1.52	17.16	11.82	23.81	12.72	11	27
合計	2.79	4.09	1.62	1.64	24.73	15.61	39.21	20.54	1714	347

困難がなかった場合と比べ、ほぼ同等か、時にむしろより高い比例性を示している。既に見たように損失政党でも議席獲得パフォーマンスがそれほど悪くなく、中規模政党が利得を受けるのであるから、特にサンラゲ式指標やヘアー式指標については、結果が頗る良いのも首肯できる。以上の点から言うと、三種類の戦術的困難のうち比例性に関し悪影響を与えるのは過剰立候補であり、過剰立候補や不均衡得票配分は政党間の議席配分結果と得票分布が近いのであるから、民意反映の観点からいえば大きな問題にはならない。

3 まとめ

(1) 定数の範囲を広げても、全ての指標について多数代表法の比例性は比例代表法の諸法の間にある。

(2) むしろ比例性に決定的影響を与えているのは定数である。多数代表法の下でも定数の増加とともに比例性は加速度的に、あるいは双曲線を描くように急激に向上し、やがて緩やかになる。

(3) 政党の数に対する影響についても同様に多数代表法の減数効果は、平均して比例代表諸法中の中央に位置する。そして重大な効果をもたらしているのはやはり定数であり、定数増とともに急激に政党の数は増えていき、やがて安定する。

(4) 大政党の直面する戦術的困難は、過剰立候補、得票の不均衡配分、過剰立候補の三つである。その発生頻度は定数の増加とともに増えていく。定数の小さい間は過剰立候補による損失が多いが、定数増加とともに得票の不均衡配分、過剰立候補も急増する。

(5) 損失を被るのは得票規模の大きい政党であるが、定数の増加とともに損失の発生した党の得票率は低下する。特に得票の不均衡配分、過剰立候補でこの傾向は顕著である。大政党の戦術的失敗によって議席を得る政党は、比較的票を集める中規模政党である。

(6) 各党にとって、過剰立候補による損失が議席獲得効率の低下という被害を最も強くもたらす。得票の不均衡配分の被害は軽微で、過剰立候補の害

は実質的にない。選挙結果の比例性についても選挙区単位で見た場合には、過剰立候補による損失が発生した場合には、大きく比例性が低下するが、得票の不均衡配分、過少立候補については大きな問題ではない。

五 むすび

本稿の目的は、複数定員区と多数代表の組み合わせである単記非移譲式投票制 (SNTV) の下でさまざまな広い範囲の定数について、いわゆる機械的效果を測定すること、具体的には多数代表法を比例代表法と比較することおよび定数の影響を明らかにすること、SNTV の下で大政党が抱える戦術的困難を分析することにあった。第一の機械的效果については、多数代表法か比例代表法かという議席配分法の選択はそれほど大きな問題ではなく、むしろ定数が重要であることが改めて広い範囲の定数について実証的に確認することができた。もう一つの課題である大政党の戦術的困難は SNTV に固有の現象であるが、これを定数別に発生頻度を観察し、その影響を検討した。ここでわかった興味深いことの一つは、比例性に対する過剰立候補の被害は甚大であるが、得票の不均衡配分や過少立候補が大政党に与える負荷はそれほど大きくはないということであった⁽²⁴⁾。

以上のことから現実の選挙制度を考えるとすると以下の三点を指摘したい。まず、既述のように、最も劇的に機械的效果が変化するような範囲にある一群の定数を異なる選挙区に割り当てることは⁽²⁵⁾、いかなる議席配分法を用いても、その地域に居住する有権者の立場から言えば平等な取り扱いを受けていないことになる。この点、今後複数定員を用いるのであれば、定数を揃えたり大

(24) むしろ全体的には選挙制度にありがちな大政党有利の傾向を是正する可能性もある。ただし大選挙区のようにそもそも比例性が高い場合には行き過ぎをもたらすおそれも強い。

(25) 議会全体の構成という面から考えれば絶妙なバランスをもたらす効果を否定はできないのかもしれない。

きな選挙区定数を用いたりするなど一考の必要がある。二番目に、選挙制度の選択を論議する際に、比例性の観点からいえば「比例代表制」か「多数代表制」とかという議論は意味がない。今後は「定数の選択」に焦点を絞って議論をすることができる。三番目に複数定数を用いるのであれば、比例性に関し多数代表法と比例代表法の間に差がないとしても、多数代表法には大政党の戦術的困難がある分、採用を考慮する際に劣後するという議論が可能である。定数を大きくすれば戦術的困難はますます多くなり、また過剰立候補による比例性は常に深刻な影響を与える可能性が高いからである。

理論的関心の面からいえば、本稿はSNTV研究もしくは中選挙区研究の延長線上にある。SNTVを一般的に論じようとする、国政レベルだけでは定数の範囲がごく限られていたから、本稿ではその拡張を行ったことになる。そして拡張しても食い違いは何ら生じていなかった。ただ拡張の可能性は、まだ他にもある。投票者一人当たりが行使できる票の数や投票移譲制の有無である。票数を増やせば比例性が低下するといわれているが、この点をどのように実証すれば良いのか、投票移譲制との比較にはアイルランドやマルタの選挙統計データが利用可能であるがどのような分析⁽²⁶⁾が効果的であるか、現在検討中である。これらについては今後の課題としたい。また、選挙制度の分析には、心理的効果、つまり本稿で分析したような機械的効果を受けて政党・政治家・有権者が行動する結果生じる間接的効果の分析が不可欠である。その点、本稿は貴重な足がかりを与えるものであった。例えば、大政党にとって恐るべきは過剰立候補であって、過少立候補や得票不均衡配分の影響は小さいというのが本稿の知見であったが、これは成長過程にある政党にとってどのような意味があるのだろうか。ある一定のところで拡大攻勢が止み慎重な守勢中心の選挙戦を展開することになるという予想も可能である。もし多くの政党がそのように振

(26) この分析は比例代表制の一種といわれる単記委譲式（STV）の性格も明らかにするであろう。

る舞えば、大型定員区での多数代表制は調和的な色あいの強いものとなる。あるいは本稿では十分ではなかったが、都道府県と市の二つのレベルで選挙区定数の組み合わせが異なることによって各地の政党の伸長に差違が生じるかもしれない。いずれにせよ、本稿の知見を基礎にSNTVの心理的効果についての分析を今後急ぎたいと考えている。

参考文献

- 川人貞史、「選挙制度と政党制—日本における5つの選挙制度の比較分析」レヴァイアサン20（木鐸社）、1997、p.58—83.
- 三宅一郎、『投票行動』（東京大学出版会、1989）.
- 西平重喜、『比例代表制』（中央公論社、1981）.
- 李 甲充、衆議院選挙での政党の得票数と議席数：公認候補者数と票の配分に関する政党の効率性と選挙区間定数不均衡の効果」レヴァイアサン10（木鐸社）、1992、p.109—131.
- 的場敏博、『戦後の政党システム：持続と変化』（有斐閣、1990）.
- 品田 裕「比例代表制における議席配分法の比較」『選挙研究』第7号（北樹出版）、1992年、pp.40—62.
- 品田 裕「中選挙区制の評価—政党間競争から見た民意と議席の関係—(1)・(2)」『神戸法学雑誌』第44巻4号、p.886—917、1995年、同第45巻3号、p.671—697、1996年.
- Balinski, M., and Young, H.P., Fair Representation: Meeting the Ideal of One Man, One Vote, (Yale University Press, 1982).
- Cox, G.W., 'SNTV and d'Hondt are "Equivalent"', Electoral Studies, 10 (1991), p.118—32.
- Cox, G.W. and Shugart, M.S., 'Comment on Gallagher's "Proportionality, Disproportionality and Electoral Systems"', Electoral Studies, 10 (1991), p.348—52.
- Cox, G.W. and Niou, E., 'Seat Bonuses Under the Single Non-Transferable

- Vote System: Evidence from Japan and Taiwan', *Comparative Politics*, 26 (1993), p.221-236.
- Duverger, M., *Political Parties: Their Organization and Activity in the Modern State* (Wiley, 1963).
- Gallagher, M., 'Proportionality, Disproportionality and Electoral Systems', *Electoral Studies*, 10 (1991), p.33-51.
- Gallagher, M., 'Comparing Proportional Representation Electoral Systems: Quotas, Thresholds, Paradoxes and Majorities', *British Journal of Political Science*, 22 (1992), p.469-96.
- Lijphart, A., *Democracies: Patterns of Majoritarian and Consensus Government in Twenty-one Countries* (Yale University Press, 1984).
- Lijphart, A., 'The Field of Electoral Systems Research: A Critical Survey', *Electoral Studies*, 4 (1985), p.3-14.
- Lijphart, A., 'Degrees of Proportionality of Proportional Representation Formulas', in Grofman, B. and id. (eds.), *Electoral Laws and their Political Consequences* (Agathon Press, 1986), p.170-9.
- Lijphart, A., 'The Political Consequences of Electoral Laws, 1945-85', *American Political Science Review*, 84 (1990), p.481-96.
- Lijphart, A., Lopez Pintor R. and Sone, Y., 'The Limited Vote and the Single Nontransferable Vote: Lessons from the Japanese and Spanish Examples', in Grofman, B. and Lijphart, A. (eds.), *Electoral Laws and their Political Consequences* (Agathon Press, 1986), p.154-69.
- Loosemore, J., and Hanby V.J., 'The Theoretical Limits of Maximum Distortion: Some Analytic Expressions for Electoral Systems', *British Journal of Political Science*, 1 (1971), p.467-77.
- Rae, D.W., *The Political Consequences of Electoral Laws* (Yale University Press, 1967).
- Reed, S.R., *Structure and Behaviour: Extending Duverger' Law to Japanese*

Case *British Journal of Political Science* 20 : 3 (July), p.335-356.

Rose, R., 'Elections and Electoral Systems: Choices and Alternatives' in Bogdanor V. and Butler D. (eds.), *Democracy and Elections: Electoral systems and their Political Consequences* (Cambridge University Press, 1983).

Shinada, Y., "An Evaluation of Japanese Single Non-Transferable Vote System" (*Kobe University Law Review*, No. 29, 1995, p.65-88).

Taagepera, R. and Shugart, M.S., *Seats and Votes: The Effects and Determinants of Electoral Systems* (Yale University Press, 1989).